

## I C T導入支援事業実施要領

令和2年8月20日 2介第297号

(趣旨)

第1 この要領は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成27年7月10日付け27地福第319号、27介第210号。以下「交付要綱」という。）に基づき、介護ソフト等の導入・I C T化に要する経費を補助するI C T導入支援事業の実施について、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 この要領において補助金の交付を受けることができる者は、県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所を営む法人（以下、「補助対象者」という。）とする。

(補助対象要件)

第3 介護ソフト等の導入・I C T化にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たしていること。

- (1) ソフトウェアは、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。
- (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について（令和元年5月22日付け老振発0522第1号通知）に準じたものであること。ただし、実装状況を鑑み、令和2年度においては、当該年度中に上記標準仕様に準じたものに対応することで差し支えないものとする。
- (3) タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について（令和2年3月厚生労働省老健局振興課発行）を参考にすること
- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない。）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行う機能を持つタブレット端末・スマートフォン等ハードウェア購入費及びソフトウェア使用料（標準仕様やCHASE（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース）対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）
- (2) 事業所内で情報共有に使用するインカム機器購入費又は使用料、クラウドサービス利用料、保守・サポート費、導入設定費、導入研修費、セキュリティ対策費
- (3) 運用に必要なWi-Fi ルーターなどWi-Fi 環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための経費

(補助対象外経費)

第5 次の各号に掲げる経費は、補助金の交付の対象外とする。

- (1) 交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結した介護ソフトの導入・I C T化に係る経費
- (2) 他の補助金の交付を受けている又は受けることを予定しているものに係る経費
- (3) 保険料、メンテナンスに係る経費（介護ソフトのシステム保守料を除く。）

- (4) 事業所に設置するパソコン及びプリンター（介護ソフト専用のものを除く）の購入、リース又はレンタル契約に係る経費
- (5) 既に保有している機器等の廃棄にかかる経費
- (6) 機器の設置に係る建物の改修費
- (7) その他本事業として適当と認められないと知事が判断した経費

（補助金の交付額）

第6 補助金の交付額は、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 補助金の交付の限度額は、1事業所につき50万円とする。
- (2) リース又はレンタルの場合は、当該年度分の総額を限度とする。
- (3) ICT導入計画1計画につき、1回の補助とする。

（交付申請）

第7 補助金の交付等の手続に関しては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) ICT導入計画書（要領様式第1号）
- (2) 介護保険法により介護サービス事業者又は介護保険施設として指定又は許可を受けたことを証する書類の写し（有効期限内のもの）
- (3) 介護ソフトのカタログ等、ソフトや機器の名称・機能がわかる書類
- (4) 見積書の写し
- (5) その他参考となる書類

（交付の条件）

第8 補助金の交付決定に関しては、交付要綱に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象者は、ICT導入について、導入年度の翌年度から3年間、毎年5月末日までに、導入効果報告書（要領様式第2号）により知事に報告しなければならない。
- (2) 補助対象者は、購入により導入した機器及びソフトウェアを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）で定める耐用年数（以下、「耐用年数」という）を経過せずして処分した場合、又はリースにより導入した場合で、その契約を耐用年数を経ずに解除した場合は、既に受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、リースにより導入した機器及びソフトウェアを購入するために、当該リースに係る契約を解除した場合はこの限りでない。

（事業計画書の提出等）

第9 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付要綱第5条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（交付要綱様式別紙2）
- (2) ICT導入計画書（要領様式第1号）
- (3) 介護ソフトのカタログ等、機器の名称・機能がわかる書類
- (4) 見積書の写し
- (5) その他参考となる書類

（選定方法）

第10 第9条の書類の提出があった場合において、県は、「長野県介護ロボット・ICT導入支援事業案件選定委員会」において審査し、採択可否、優先順位及び申請1件あたりの補助限度額を決定する。

2 前項の決定があった場合において、県は、交付の内示を行う。

（その他）

第11 県に提出されたICT導入計画書及び導入効果報告書について、他のサービス事業所等へ提供又は県ホームページ等で公開する場合がある。

2 補助対象者は、他のサービス事業所等がICTの導入による効果を確認するため、事業所の視察等の依頼があった場合は、特段の支障がない限り、これを受け入れなければならない

ものとする。

- 3 本事業により I C Tを導入した事業所においては、CHASE による情報収集に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 20 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。